

- ◆ TPP整備法が改正・成立したことにより、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）が改正され、TPP11協定が発効したときからすべての国や地域から輸入される加糖調製品については、輸入申告者（売渡等申込者）が輸入申告の前に機構と売買手続をし、調整金を納付していただく必要があります。

いつから？

TPP11協定の発効日からです。
 (開始日(施行日)は決定次第お知らせします。)

対象品目は？

砂糖が50%以上含まれる20品目が対象です。
 (TPP加盟国を含むすべての国や地域から輸入されるもの)

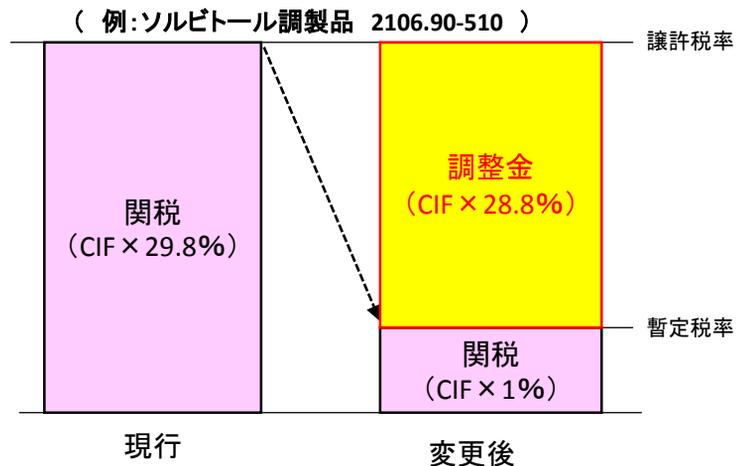
種類	統計品目番号(現行のHSコード)
ココア調製品 	1806.10-100 1806.20-111 1806.20-190 1806.32-211 1806.90-211
粉乳調製品 (乳成分30%未満) 	1901.90-219 <u>2106.90-283</u> 2106.90-284
調製した豆 (加糖あん等) 	2005.40-190 2005.51-190
コーヒー調製品 	<u>2101.11-100</u> 2101.12-110 2101.12-246
その他調製品 (ソルビトール調製品等) 	2101.20-246 <u>2106.10-219</u> 2106.90-251 2106.90-281 2106.90-282 2106.90-510 2106.90-590

(注)機構売買対象外となるのは、TPP関税割当数量内及びアンダーラインのTPP加盟国から輸入されるもの。

調整金の金額は？

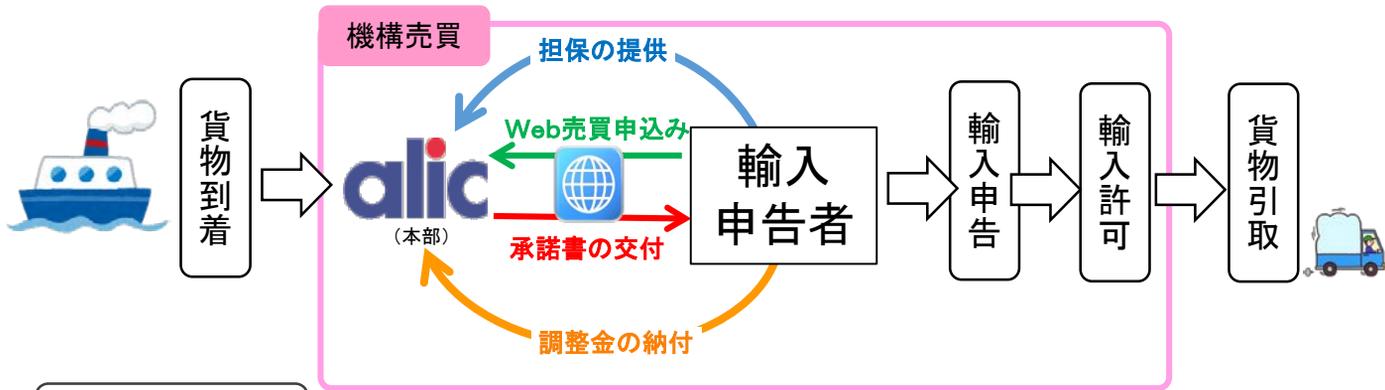
現在の譲許水準の範囲内の額です。

- 制度開始後は、関税(暫定税率)と調整金の両方をご負担いただきます。
- 譲許税率と関税(暫定税率)の差額部分を、調整金として機構(alic)に納付します。
- 右図は一例であり、種類に応じて、譲許税率と関税(暫定税率)は異なります(詳細は資料3)。



具体的な手続は？

輸入申告の前に、輸入申告者が機構とWeb上で同時に売り買いをし、その売買の差額を調整金として納付していただきます。



事前登録

◆ 業者登録は輸入申告者が自ら行う必要があります。

業者登録

会社情報等を登録していただき、機構から売買用Webサイトを利用するための固有のログインIDを通知します。

含糖率の登録

輸入する商品ごとの砂糖の含有率がわかる書類(成分表など)をあらかじめ提出していただくと、都度の機構売買手続がスムーズになります。 * 調整金の価格計算に砂糖の含有率を利用します。

ステップ1

Webによる機構売買申込み

- ・輸入申告の内容を売買用Webサイトで入力し申込みます。
- ・通関業者がWeb入力を代行することも可能です。
- ・申込内容を確認できる添付書類を提出します。

ステップ2

担保の提供

◆ 担保の提供は輸入申告者が自ら行う必要があります。

- ・調整金相当額を担保として提供していただきます。
- ・一定期間分をまとめて提供いただくと、都度の機構売買手続がスムーズになります。

ステップ3

承諾書の交付 → 輸入申告

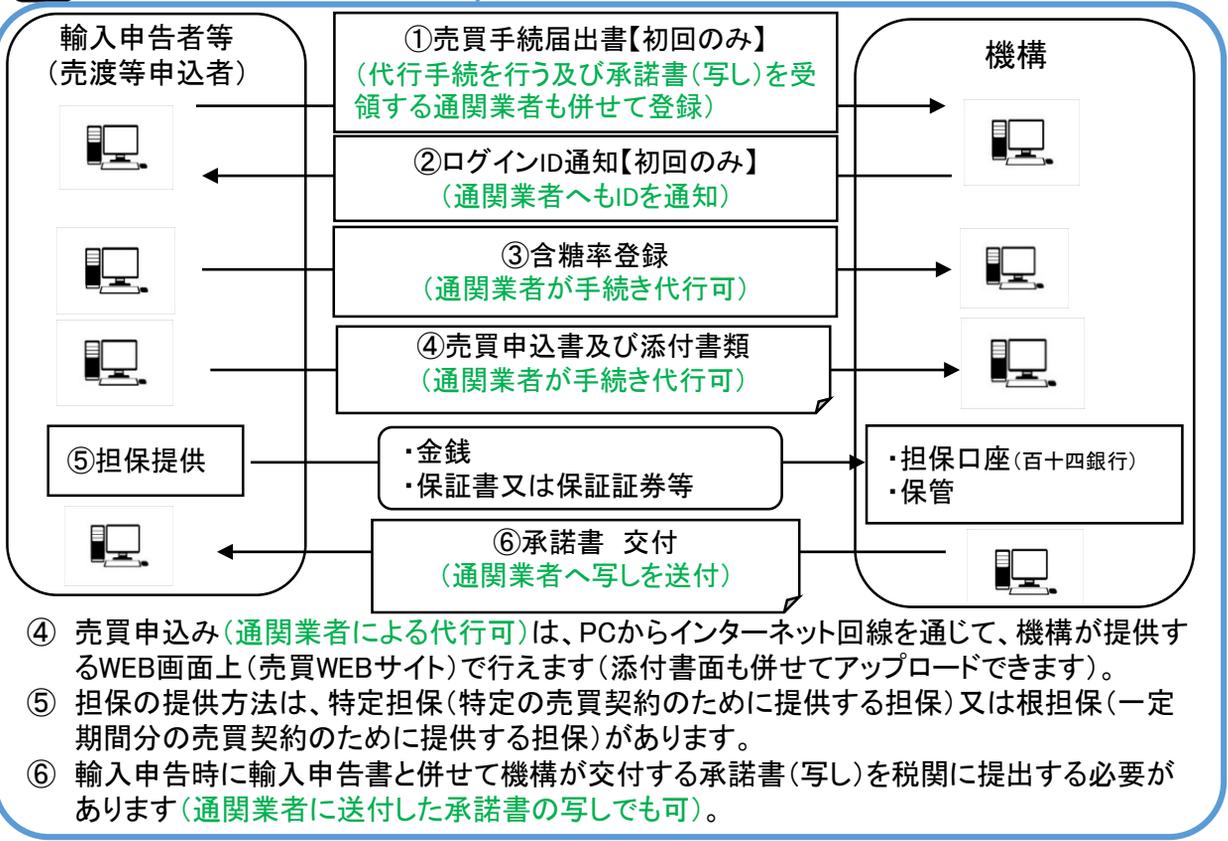
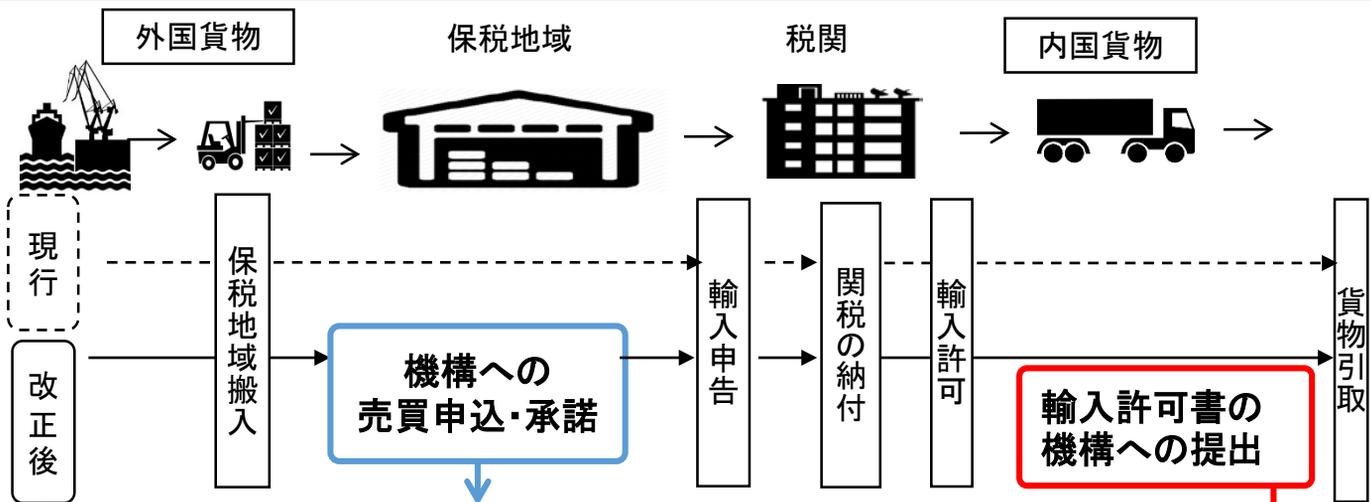
- ・機構発行の承諾書(写し)が税関での輸入申告に必要となります。(関税法第70条の他法令証明)
- ・税関提出用の承諾書(写し)はメールで機構から通関業者へお送りできます。

ステップ4

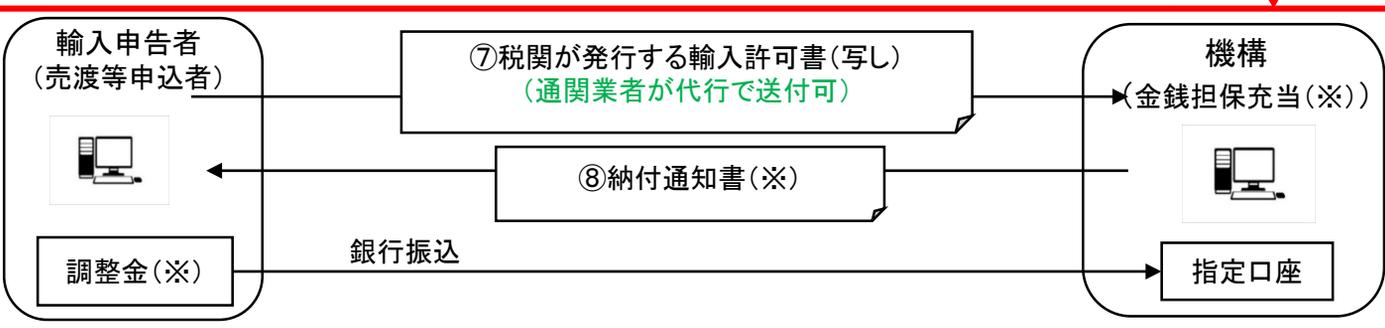
調整金の納付

◆ 調整金の納付は輸入申告者が自ら行う必要があります。

- ・輸入許可後、輸入許可書(写し)を機構に提出します。
- ・納付通知書をお送りしますので、調整金を納付していただきます。(金銭担保を調整金に充当する場合、この手続は不要です。)



- ④ 売買申込み(通関業者による代行可)は、PCからインターネット回線を通じて、機構が提供するWEB画面上(売買WEBサイト)で行えます(添付書面も併せてアップロードできます)。
- ⑤ 担保の提供方法は、特定担保(特定の売買契約のために提供する担保)又は根担保(一定期間分の売買契約のために提供する担保)があります。
- ⑥ 輸入申告時に輸入申告書と併せて機構が交付する承諾書(写し)を税関に提出する必要があります(通関業者に送付した承諾書の写しでも可)。



※金銭担保を充当する場合(輸入許可後にあらかじめ提供した金銭担保を機構が指定口座に振り替えるもの)は、あらかじめの調整金の納付は不要です(納付通知書は交付されません)。なお、充当以外で調整金を納付する方法としては、①個別納付(売買の都度発行する納付通知書により納付するもの)、②一括納付(一月分をまとめて発行する一括納付通知書により納付するもの)があります。

1. 担保の種類及び提供方法

- ① 輸入申告者には、売買申込の際に、調整金に相当する額(担保)を機構に提供していただきます。
- ② 担保(金銭)に利子は付きません。
- ③ 担保の種類と、担保の提供方法については、調整金の納付方法に応じて、輸入申告者が下表のとおり選択することができます。

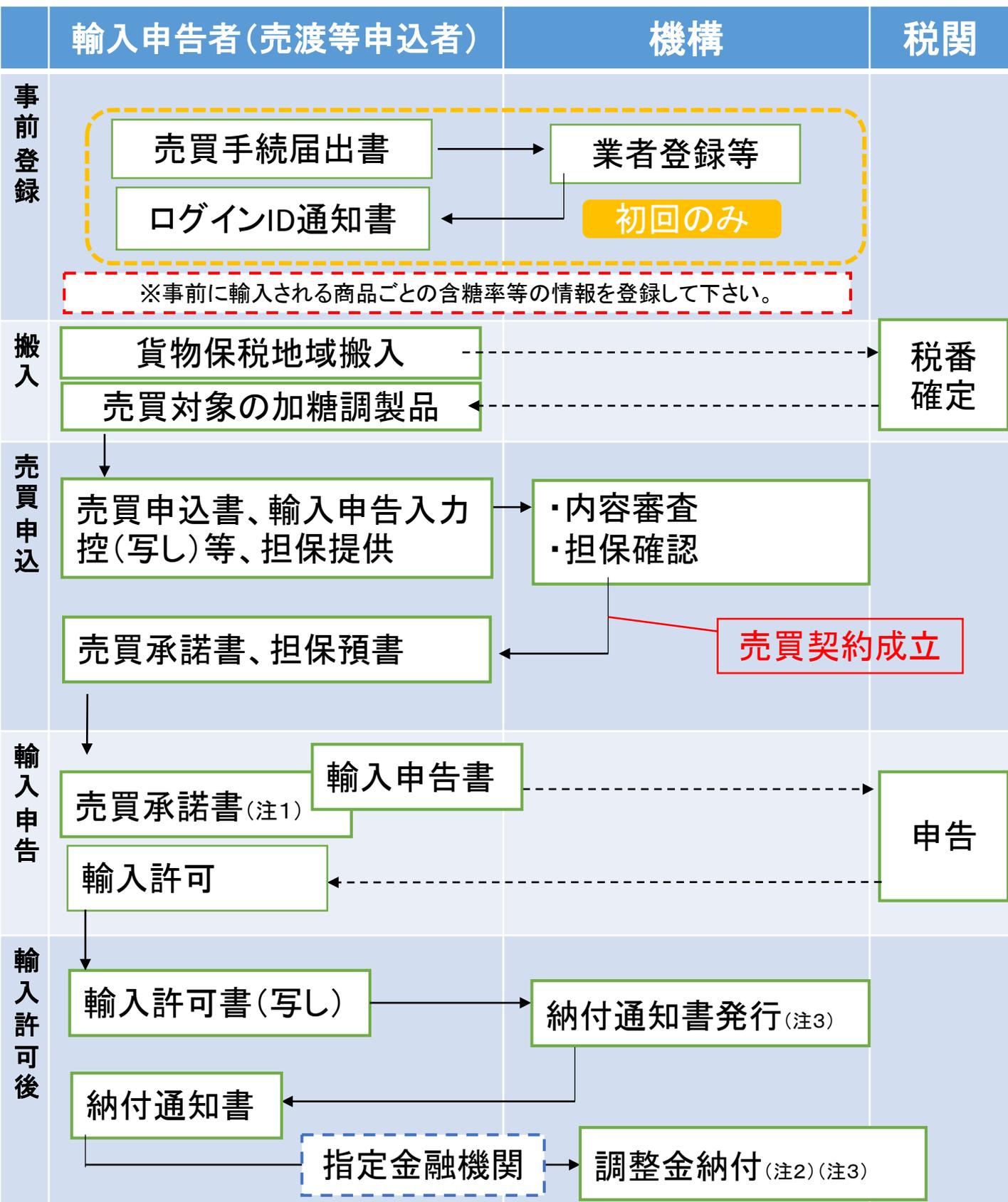
種類	提供方法	
金銭(担保金口座:百十四銀行)	特定担保 (1件の売買申込の調整金に相当する額を提供するもの)	根担保 (一定期間における複数の売買申込の調整金に相当する額(注)を提供するもの)
金融機関の保証書		
損害保険会社の法令保証証券		
国債等(※)		
		(注)例えば、一括納付選択時における申込みから納付までの40日間程度の調整金に相当する額。

(※)国債等の担保価額は、額面から一定割合で割り引いて評価します。

2. 調整金の納付方法

- ① 調整金の納付方法については、下表のとおり輸入申告者が提供した担保に応じて行います。大別すると、a. 担保を金銭で提供し機構が調整金に**充当**するか、b. 担保を保証書等で提供し調整金を輸入許可後、**納付**するかの2つです。
- ② a. 金銭担保を充当する場合(輸入許可後にあらかじめ提供した金銭担保を機構が指定口座に振り替えるもの)は、あらためての調整金の納付は不要です(納付通知書は交付されません)。
- ③ 納付については、**個別納付(都度の売買分を輸入許可後7日以内に納付)**と**一括納付(一月分の売買を翌月10日に一括して納付)**が選択できます。

提供方法	種類	納付方法	提供方法	種類	納付方法
特定担保	金銭	機構による充当	根担保	金銭	機構による充当(取崩)、個別納付又は一括納付
	保証書	納付通知書による銀行振込(個別納付)		保証書	納付通知書による銀行振込(個別納付又は一括納付)
		保証証券		国債等	



注1: 売買承諾書は、関税法第70条に規定する他法令証明となります。

注2: 輸入許可日から起算して7日以内に納付(延納を除く)して下さい。

注3: 金銭担保を充当する場合(輸入許可後にあらかじめ提供した金銭担保を機構が指定口座に振り替えるもの)は、あらかじめの調整金の納付は不要です(納付通知書は発行されません)。

注4: 本フロー図は担保を保証書等で提供し、調整金を輸入許可後に納付する場合のものです。

区分	イメージ
特定担保 (金銭) 【充当】	
特定担保 (保証書) 【個別納付】	
根担保 (金銭) 【充当(取崩)】	
根担保 (金銭) 【個別納付】 又は 【一括納付】	
根担保 (保証書) (保証証券) (国債等) 【個別納付】 又は 【一括納付】	

(注1) 括弧内の数字は、担保の保証残額の例。

(注2) 根担保の場合、保証期限が終了したら払出請求に基づき、担保を返還いたします。